

## 角田市規則第20号

### 角田市子育て世代移住促進住宅取得支援金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子育て世代の角田市への移住及び定住を促進し、地域の活力向上を図るため、新たに住宅を取得し世帯で本市に転入する者（以下「転入世帯」という。）に対し、予算の範囲内で角田市子育て世代移住促進住宅取得支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 5年以上居住する意思をもって本市の住民基本台帳に記録され、その生活基盤が市内にあることをいう。
- (2) 転入世帯 定住する意思をもって新たに住宅を取得し、本市の住民基本台帳に記録された世帯であって、当該記録された日（以下「転入日」という。）から起算して、支援金の交付の申請日（以下「申請日」という。）までの期間が1年以内のものをいう。ただし、当該転入世帯全員が転入日前の直近3年間において、本市の住民基本台帳に記録されていない者でなければならない。
- (3) 取得 自己の居住の用に供するため、市内に新築住宅又は中古住宅を取得（取得対価を伴わない事由による取得を除く。）し、当該住宅に係る所有権保存登記又は所有権移転登記（以下「所有権保存登記等」という。）を行うことをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、転入世帯の構成員であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のア又はイに該当する者であること。

ア 申請日時点において、支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその配偶者が法律上の婚姻関係にあり、そのいずれかが40歳未満であること。

イ 申請日時点において、申請者が扶養する中学生以下の子と同居していること。

- (2) 取得した住宅が申請者の名義（共有名義のときは、2分の1以上の持分を有していること。）であること。

- (3) 申請日から起算して5年以上継続して市内に居住する意思があること。
- (4) 転入世帯の構成員に市税等の滞納（転入前住所地の滞納を含む。）がないこと。
- (5) 暴力団排除条例（平成25年角田市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) この規則又は角田市移住支援金支給規則（令和3年角田市規則第24号）による移住支援金、角田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（平成31年角田市告示第51号）による結婚新生活支援事業補助金その他これらに類似する補助金等の交付を受けていないこと。

（支援金の交付対象経費）

第4条 支援金の対象となる経費は、令和8年1月1日以降に取得した住宅に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 新築住宅の場合は、当該住宅の取得費が100万円を超える新たに建築された住宅の取得に係る経費であって、人の居住の用に供されたことがなく、その住宅の建築確認申請における検査済証の発行日から起算して3年以下のもの
- (2) 中古住宅の場合は、当該住宅の取得費が50万円を超える新築住宅以外の住宅（取得後の改築等により改築後の状況が新築住宅と同程度と認められる住宅を含む。）の取得に係る経費

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、新築住宅にあつては100万円、中古住宅にあつては50万円とする。

2 前項に規定する支援金の交付は、転入世帯につき1回限りとする。

（交付申請）

第6条 申請者は、転入日から起算して1年以内に、角田市子育て世代移住促進住宅取得支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 取得した住宅に係る建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 取得した住宅の建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し
- (3) 市税等の納付状況及び住民基本台帳の確認同意書（様式第2号）
- (4) 転入前住所地の市税等の滞納の有無を確認するための書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、角田市子育て世代移住促進住宅取得支援金交付（不交付・取消し）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、交付要件に関する現況等について報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(交付決定の取消し及び返還請求)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、角田市子育て世代移住促進住宅取得支援金交付（不交付・取消し）決定通知書により、支援金の交付決定を取り消し、支援金の全額（第3号に該当する場合（申請日から3年以上経過して転出した場合に限る。）にあつては、半額）の返還を請求するものとする。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情がある場合で、市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 虚偽の内容を申請したことが判明したとき。

(2) 居住の実態がないことが明らかになったとき。

(3) 申請日から5年未満に住宅を転売、賃貸又は市外に転出したとき。

(4) その他市長が特に返還が必要であると認めたとき。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。